【全体会計 財務書類 注記】

I. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

○有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・・ 再調達原価 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・ 取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円。

○無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・ 取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 再調達原価

②有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの : 会計年度末における市場価格

・出資金のうち、市場価格がないもの : 出資金額

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品等:主に先入先出法による原価法

④有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産(事業用資産、インフラ資産) : 定額法

⑤引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金過去5年間の平均不納欠損率を用いて計上。

• 賞与等引当金

無形固定資産

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給 対象期間の割合を乗じた額を計上

: 定額法

・退職給付引当金 期末自己都合要支給額を計上

⑥リース取引の処理方法

- ・ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理
- ・オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

⑦資金収支計算書における資金の範囲

歳計現金としての現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(岐阜市資金管理 方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等)

⑧その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ・物品及びソフトウェアの計上基準50万円(美術品は300万円)以上のもの
- ・資本的支出と修繕費の区分基準 50万円未満のものは修繕費として処理

9消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

⑩連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が 3 ヶ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として手続きを行っています。

Ⅱ. 追加情報

□財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ①対象範囲(対象とする会計)
 - 一般会計等
 - 競輪事業特別会計
 - · 国民健康保険事業特別会計
 - 介護保険事業特別会計
 - 後期高齢者医療事業特別会計
 - 廃棄物発電事業特別会計
 - · 食肉地方卸売市場事業特別会計
 - 観光事業特別会計
 - · 駐車場事業特別会計
 - 病院事業会計
 - 中央卸売市場事業会計

- · 水道事業会計
- 下水道事業会計

②出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づく期間

□貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び金額について

・範囲:売却予定となっている公共資産

・金額:115,900,939円